

第6回年金業務・社会保険庁監視等委員会指摘事項に対する回答 等

平成20年1月24日

社会保険庁

1. NTT データに支払っているデータ通信サービス料金のコストの内訳について	1
2. 厚生年金保険等及び国民年金の台帳等の保管状況	3
3. 年金記録確認第三者委員会のあっせん事案（厚生年金記録の遡及訂正関係）への対応について	4
4. 保険料等の不適正な収納処理について（平成 19 年 12 月 26 日公表）.	5
5. 延滞金の徴収漏れについて（平成 19 年 12 月 26 日公表）.	6

1 NTTデータに支払っているデータ通信サービス料金のコストの内訳について（いわゆる残債の内訳）

（ソフトウェア利用料の未支払額（いわゆる残債）の内訳）

ソフトウェア利用料は、ソフトウェア開発に要した経費を支払期間に応じた利子等を含め、分割して月額支払としている。

また、開発規模等については、類似比較法に基づく検証を初めとして、ファンクションポイント法、WBSによる作業工数の見積り手法などを用いて、社会保険庁に設置されているシステム検証委員会において、精査しているところである。

なお、個々の開発案件に係る積算根拠については、契約上の守秘義務を負っており、契約相手である（株）NTTデータより、当該積算根拠は営業機密に該当する事項であることから不開示にされたい旨の申出があったことから、この場において開示することは困難である。

平成20年1月21日
(株)NTTデータ

情報開示請求に対する弊社の考え方について

平素より、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、貴庁への情報開示請求に対する弊社としての考え方を、下記のとおり整理させていただきましたので、ご検討の程、よろしくお願い致します。

記

弊社と致しましては、現在、貴庁よりお問い合わせいただいているソフトウェア利用料の積算根拠となる「人件費単金」「工数(人月)」「プログラム規模」等については、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあると認識しておりますので、情報開示請求において開示対象外の扱いとしていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

【不開示としていただきたい理由】

上記項目が開示されると弊社営業上のノウハウである価格ロジック、価格体系が明らかになってしまうこととなります。

これにより、競合他社や弊社における他のお客様の知るところにつながり、今後の弊社の営業活動等に関して、入札案件における入札価格が容易に推測されてしまうことや、お客様ごとの個別の営業折衝が困難となることなど、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益が著しく害される恐れがあるため、情報公開法第5条第2号イに該当すると考えます。

<参 考>

判例上も、住民が地方公共団体に対し情報公開請求を行った判例(奈良地判平10. 1. 26)において、地方公共団体と契約を締結する法人等において、開示により原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やノウハウが明らかになるなどの事情があれば、上記情報公開法第5条に定める要件(法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの)を満たし、不開示とするべきものと判示している。

2 厚生年金保険等及び国民年金の台帳等の保管状況

	本庁	地方庁	市町村	合 計
	社会保険業務センター (委託業者)	社会保険事務所		
紙	保管状況を確認中(注)	国民年金被保険者台帳 166万件 厚生年金被保険者名簿・原票 25,382万件 船員保険被保険者名簿 576万件 国民年金被保険者名簿 87万件	国民年金被保険者名簿 3,983万件	30,194万件
マイクロフィルム	厚生年金被保険者台帳 1,754万件 船員保険被保険者台帳 36万件	国民年金被保険者台帳 3,138万件 厚生年金被保険者名簿・原票 38,885万件 船員保険被保険者名簿 855万件 国民年金被保険者名簿 82万件	国民年金被保険者名簿 4,555万件	49,305万件
磁気テープ		国民年金被保険者名簿 7万件	国民年金被保険者名簿 4,988万件	4,995万件
合 計	1,790万件	69,178万件	13,526万件	84,494万件

(注)厚生年金保険及び船員保険について、磁気テープの元となった紙の台帳を保管している。磁気テープ化した台帳は、厚生年金保険が1365万件、船員保険が28万件(社会保険庁編「三十年史」)。

3 年金記録確認第三者委員会のあっせん事案（厚生年金記録の遡及訂正関係）への対応について

(1). 経緯

- 年金記録確認第三者委員会において、平成19年8月以降、社会保険事務所が遡及した被保険者の標準報酬引下げ処理、被保険者資格の喪失処理を行っていた事案について、「社会保険事務所の処理に合理的な理由は見当たらない」として、厚生年金の記録訂正のあっせんが12件行われている（平成20年1月17日現在）。

(2). 基本方針

- 標準報酬月額の変更等は事業主の届出に基づいて行うものであり、社会保険事務所において事業主の届出と相違する取扱いを行うことは許されず、特に、遡及した標準報酬月額の引下げ等を行う場合には、関係書類の提出を求めるなど、慎重な確認を行っている。

(3). 対応

- 「社会保険事務所の処理に合理的な理由は見当たらない」という指摘を踏まえ、年金記録確認第三者委員会からのあっせん事案12例については、事案の内容を十分に調査する。

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

適用・徴収対策室

室長 金沢 孝志 (内線 3602)

室長補佐 篠原 千代三 (内線 3602)

電話 (代表) 03-5253-1111

平成 19 年 12 月 26 日

社 会 保 険 庁

保険料等の不適正な収納処理について

1 概 要

福島社会保険事務局において、①不納欠損処理等により保険料債権が消滅しているにもかかわらず、不適正に保険料を領収し、本来収納すべき事業所とは別の事業所の保険料として収納を行った不適正な収納処理、②領収自体は適正であるが、不適正な延滞金減額処理等を行うことにより、領収金額の一部を本来収納すべき事業所とは別の事業所に対し収納処理を行った不適正な収納処理が判明した。

そのため、福島社会保険事務局管内の全社会保険事務所に対して調査を行ったが、その結果は以下のとおりである。

(1) 調査対象

福島社会保険事務局管内の全社会保険事務所の平成 16 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月末までに端末機器操作により入力された全ての収納処理

(2) 調査結果

福島社会保険事務局管内の全社会保険事務所（東北福島、郡山、平、会津若松、相馬、白河）において、不適正な領収及び収納処理が発見された。

その内容は以下のとおり。

○上記①の領収金額及び件数 約 6,300 万円 63 件 (30 事業所)

○上記②の領収金額及び件数 約 1,400 万円 18 件 (18 事業所)

これらの領収金額合計約 7,700 万円について、128 事業所に対し不適正な収納処理が行われた。

2 今後の対応

今回の事案は、保険料債権を不適正に消滅させる等の処理を行った結果、収納処理ができない保険料を生じさせるに至ったものと考えられるが、法令遵守の観点から極めて遺憾である。

今後、不適正な処理にかかわった職員については、経過等について事情聴取を行い、必要な措置をとる。

また、不適正な入力処理の訂正等を行うとともに、適正な収納処理及び徴収関係業務に係る適正なオンライン入力処理の徹底について通知をする等、再発防止のための措置を講ずることとする。

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

適用・徴収対策室

室長 金沢 孝志 (内線 3602)

室長補佐 篠原 千代三 (内線 3602)

電話 (代表) 03-5253-1111

平成 19 年 12 月 26 日

社 会 保 険 庁

延滞金の徴収漏れについて

1 概 要

- 保険料を滞納する事業所に対して、①差押えの事実がないにもかかわらず、差押えのオンライン入力処理、又は②実際に差押えを行った年月日以前の日付で、差押えのオンライン入力処理を行うことにより、延滞金計算の基礎となる日数を減少させ、徴収すべき延滞金の額を減額している不適正な事務処理により、延滞金の徴収漏れを生じさせていた事案については、愛知社会保険事務局で判明し、8月10日に公表を行ったところである。

〈参考〉延滞金計算の概要

事業所が健康保険及び厚生年金保険の保険料等（以下単に「保険料」という。）を滞納した場合、当該事業所は滞納保険料と保険料の納期限の翌日からの日数により計算される延滞金を納付することが必要である。社会保険事務所においては、事業所が滞納保険料の納付指導に応じない場合には、財産差押を行うこととしており、延滞金は財産差押の日の前日までの日数で計算される。

(参考)

延滞金 = $\frac{\text{納付すべき}}{\text{保険料}}$

$\times 14.6\% \times$

$\frac{\text{納期限の翌日から保険料完納又は}}{\text{財産差押の日の前日までの日数}}$

365

- 今般、愛知社会保険事務局と同様の不適正な事務処理の事案の有無について、全社会保険事務局において調査を行った。
- 調査の結果は以下のとおりである。
 - (1) 調査対象
愛知社会保険事務局における調査と同時期である平成17年1月1日から平成18年12月31日の間に行われた差押えの全オンライン入力処理について調査
 - (2) 不適正な延滞金試算額
上記調査対象のうち、不適正な差押えのオンライン入力処理により、延滞金を減額していたため、追加して延滞金を徴収する必要があることが明らかになった事業所が全国で3,337か所、追加して徴収すべき延滞金の金額は約7億6千3百万円である。
(注1) この他不適正な差押え処理を行っているが、追加して徴収すべき延滞金がない事業所(167か所)及び保険料の元本が納付されていないため、延滞金の調査決定が行われておらず、延滞金債権が未確定の事業所(270か所)がある。
(注2) 既に徴収権の消滅時効が完成した延滞金が約3億2千5百万円ある。
(注3) 上記の計数は、愛知社会保険事務局分を含む。

2 今後の対応

- 今回の事案は、滞納保険料について、事業所との納付交渉を有利に進める等の理由により行ったものと考えられるが、法令遵守の観点から極めて遺憾である。
- 再度、長期の滞納事業所への的確な滞納整理事務の徹底を図るとともに、以下の対応を行うこととする。
 - ・ 不適正な処理にかかわった職員については、経過等について事情聴取を行うとともに、必要な措置をとる。
 - ・ 不適正なオンライン入力により、納付すべき延滞金が減額された事業主を個別に訪問し、本来徴収すべき延滞金と既に徴収した延滞金の差額の支払を求める。
 - ・ 財産差押えに係る適正なオンライン入力処理の徹底について、通知を発出する。

延滞金の徴収漏れについて（別紙）

単位：事業所、円

事務局	追加して延滞金を徴収する必要があることが明らかになった事業所	追加して徴収すべき延滞金	徴収権の消滅時効が完成した延滞金	延滞金債権が未確定の事業所	追加して徴収すべき延滞金がない事業所
北海道	148	25,089,700	12,750,100	16	0
青森	5	36,800	265,700	0	0
宮城	6	1,500	262,300	1	0
秋田	3	2,500	0	0	3
福島	600	186,698,000	150,157,500	37	24
茨城	2	9,929,100	0	0	1
栃木	6	1,181,400	1,374,500	6	0
群馬	137	34,307,700	10,775,900	41	54
埼玉	19	4,383,000	328,000	5	4
千葉	7	622,300	132,500	0	1
東京	13	364,600	318,000	0	0
神奈川	34	1,962,000	546,900	2	3
新潟	59	40,279,800	13,361,200	3	0
石川	7	3,322,400	1,142,300	0	0
長野	1,210	83,849,900	20,781,900	29	45
岐阜	5	3,084,200	642,400	1	0
静岡	190	67,973,300	23,617,274	23	9
愛知	183	67,794,500	24,330,800	33	0
三重	655	220,172,800	49,390,500	46	19
滋賀	3	448,400	600	0	0
大阪	15	1,876,000	1,321,800	9	0
山口	4	4,018,300	516,800	0	0
香川	0	0	0	1	0
愛媛	1	0	92,500	0	0
福岡	6	94,500	100,600	3	2
熊本	9	1,474,300	12,755,200	10	0
大分	2	3,535,300	0	2	0
沖縄	8	177,000	2,800	2	2
合計	3,337	762,679,300	324,968,074	270	167